

岩 手 県 報

第 1 0 3 9 1 号

平 成 1 6 年 9 月 1 7 日

金 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（地域企画室） 1
- 国土調査の成果の認証……（農村計画課） 1
- 字区域の変更（花泉町）……（農村建設課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……（ 〃 ） 1
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定……（ 〃 ） 2
- 保安林予定森林……（森林保全課） 2
- 解除予定保安林……（ 〃 ） 2
- 事業の認定……（県土整備企画室） 2
- 過疎地域活性化特別措置法に基づく公共下水道工事
の完了……（下水環境課） 3

盛岡地方振興局長告示

- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス
事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……… 3
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援
事業所の指定に係る事業所の名称の変更……… 3

花巻地方振興局長告示

- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者
の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……… 4

水沢地方振興局長告示

- 新たな土地改良事業施行認可申請の適当の決定（北
上川東部土地改良区）……… 4

盛岡地方振興局長公告

- 大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出……… 4

北上地方振興局長公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……… 4

告 示

岩手県告示第655号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 申請のあった年月日 平成16年9月2日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 名称 特定非営利活動法人エコ・ワーム（和夢）
 - 代表者の氏名 堀場伸男
 - 主たる事務所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第13地割4番地1
- 定款に記載された目的 この法人は、過疎地における地域づくり活動をつうじて、地域と社会の経済的増進を図り、併せて広く公益に貢献することを目的とする。

岩手県告示第656号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成16年9月8日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
水沢市	平成14年 4月18日 から平成	1 水沢市 ・地籍図 2 水沢市	水沢市佐倉河字合ノ町、 千刈田、酒元、橋元、丑 子、下谷地、一本木、今

16年1月

16日まで

地籍簿

泉、宿、上谷地、道場、
駒坂、西小深田の各一部、
東田中、古屋敷、久保、
西八反町、喜性坊、櫓町

岩手県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨花泉町長から届出があった。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 西磐井郡花泉町油島字憶伝沢に編入する区域
 - 西磐井郡花泉町油島字原前37の5
 - 西磐井郡花泉町油島字内別当21の1、21の4、23の1、23の4から23の5、24の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに24の1の地先の道路である国有地の全部
- 西磐井郡花泉町油島字小駒堂に編入する区域
 - 西磐井郡花泉町油島字憶伝沢84の3、84の4、85の2
 - 西磐井郡花泉町油島字板ヶ沢57の1から57の7まで、60の2、60の3、61の1、61の3及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
- 西磐井郡花泉町油島字柿野木に編入する区域
 - 西磐井郡花泉町油島字憶伝沢95の2、95の4、96の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
 - 西磐井郡花泉町油島字板ヶ沢57の8の一部、59の一部、60の1、62の一部、64の一部、65の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

備考 関係図面は、花泉町役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成16年9月22日から同年10月21日まで関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名（工 区 名）	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
斗米地区（上川代工区）	当該決定に係る換地計画書の写し	二戸市役所

岩手県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営徳岡東部地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

所 在 地	番 地	目 的 用 途	地 積	特に減じる地積
胆沢郡胆沢町小山字下油地	69番1	田 田	2,276	122
〃	184番	〃 〃	1,701	400
〃	299番	〃 〃	1,449	400
胆沢郡胆沢町小山字前四ツ屋	17番1	〃 〃	3,329	400
〃	444番	〃 〃	2,122	400
〃	472番	〃 〃	2,832	400
〃	501番1	〃 〃	2,242	400

岩手県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 保安林予定森林の所在場所 江刺市玉里字玉崎500の1、字稻荷崎252の1
- 指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び江刺市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知が

あった。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 解除予定保安林の所在場所 二戸郡浄法寺町大字大清水字湯沢109の168・109の170（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 農道用地とするため
- 備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び浄法寺町役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 解除予定保安林の所在場所 久慈市長内町第46地割36の42、36の43（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 魚つき
 - 解除の理由 道路用地とするため
- 備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第663号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 起業者の名称 陸前高田市
- 事業の種類 国指定史跡中沢浜貝塚公園整備事業
- 起業地
 - 収用の部分 岩手県陸前高田市広田町字中沢地内
 - 使用の部分 なし
- 事業の認定をした理由
 - 法第20条第1号の要件への適合性について

国指定史跡中沢浜貝塚公園整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である陸前高田市は、一般会計によりすでに財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、三陸沿岸を代表する中沢浜貝塚を史跡公園として整備するものであり、野外博物館としての利用や縄文文化への理解に寄与することができ、日常生活の中で地域の歴史や文化に身近に接しつつ憩うことのできる生涯学習、交流の場を提供するとともに、中沢浜貝塚の景観の形成と保全を図るものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられ、施設規模も必要最小限の範囲を起業地としていると判断される。

一方で、失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が史跡の公園であること、希少動植物が存在しないことが確認されていることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。よって、失われる利益は小さいと考えられ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、中沢浜貝塚を文化遺産としての価値を高め、生涯学習、市民交流の場に供し、また、景観の形成と保全のために行うものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条に掲げる各要件を充足すると判断される。

以上により、陸前高田市長より申請のあった国指定史跡中沢浜貝塚公園整備事業について、法第20条の規定に基づき、

事業認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 陸前高田市役所

岩手県告示第664号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第4条の2第1項の規定に基づく公共下水道の幹線管等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成16年9月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共下水道の名称 沢内村特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区間 和賀郡沢内村大字大野第13地割10番4から6までの各地内
- 3 工事の内容 終末処理場(汚泥脱水機設備に限る。)の設置
- 4 工事の完了の日 平成16年9月17日

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第66号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年9月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372200097	社会福祉法人敬愛会	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地312	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番	平成15年7月22日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372200097	社会福祉法人敬愛会	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地312	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番	平成15年7月22日

盛岡地方振興局長告示第67号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成16年9月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370100968	岩手高齢協盛岡地域福祉事業所たんばぼ	岩手高齢協居宅支援事業所たんばぼ	盛岡市加賀野二丁目8番24号	平成16年9月1日

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第24号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 9月17日

花巻地方振興局長 古 沢 真 作

知的障害者地域生活援助事業

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
03000200106141	菊池ホーム	平沢ホーム	稗貫郡石鳥谷町好地第6地割55番地2	稗貫郡石鳥谷町好地第3地割252番地1	平成16年8月1日

水沢地方振興局長告示

水沢地方振興局長告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成16年9月27日から同年10月25日まで関係書類を縦覧に供する。

平成16年 9月17日

水沢地方振興局長 川 邊 賢 治

土地改良区名 (所在地)	地区名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
北上川東部土地改良区（胆沢郡前沢町）	母体第2	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	前沢町役場

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、大規模小売店舗を新設する者から届出に係る事項を変更する旨次のとおり届出があった。

平成16年 9月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 東芝不動産株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) マックスバリュ盛岡津志田店 盛岡市津志田16地割11番2ほか
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更の理由 盛岡地方振興局の意見を踏まえ、来客の利便

性を高めるため。

2 届出年月日 平成16年 8月27日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

北上地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成16年 9月17日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ花北ORYZA 北上市村崎野14地割68番地32
 - (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者
 - (4) 変更の年月日 平成16年 6月 8日
 - (5) 変更の理由 役員改選のため
- 2 届出年月日 平成16年 8月31日
- 3 縦覧場所 北上地方振興局企画総務部及び北上市役所

岩手県報 第10391号

平成16年 9月17日 印 刷

平成16年 9月17日 発 行

発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社